

石川県庁舎総合案内等業務受託者選定に係る企画提案書提出要領

1 目的

石川県庁舎における総合案内等業務委託について、民間事業者からプロポーザル（企画提案）を受け、業務遂行能力や費用等を総合的に審査し、最も適格な受託事業者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 石川県庁舎総合案内等業務
(2) 業務内容 別添「石川県庁舎総合案内等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
(3) 期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 公募期間

令和8年1月13日（火）から同月28日（水）まで

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をした者又は再生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をした者又は更生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
(5) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
(6) 仕様書に定める業務を確実に実施することができる。
(7) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
(8) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
(9) 石川県内に本社、支社、営業所等を有すること。
(10) 石川県庁舎総合案内等業務に類似する業務を継続して1年以上実施した実績を有すること。

5 参加手続き

(1) 参加申込書等の様式の入手

参加に必要な様式は、下記ホームページからダウンロードするか、または、石川県総務部管財課庁舎管理グループで入手すること。

石川県ホームページ

URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/sougouannai/08proposal.html>

(2) 提出書類

参加を希望する者は次の書類を提出すること。

①参加申込書（様式1）1部

②提案者概要（様式2－1）1部

〔添付書類〕各1部

・法人等概要資料（既存のパンフレット等でも可）

・組織図

・法人等の役員名簿（様式2－2）

・貸借対照表及び損益計算書の写し（それぞれ直近3年分）

・石川県税の納税証明書（該当するすべての税目に未納がないことの証明）

③企画提案書（様式3）、（審査項目1）～（審査項目7）各2部

※1部を正本とし、残り1部は複写で可

※（様式3）は1枚紙で提出のこと。（審査項目1）～（審査項目7）は左綴（ホッチキス2点

留め。製本テープ等は使用しないこと。）で提出のこと。

（3）提出期限

令和8年1月28日（水）午後5時（必着）

石川県総務部管財課庁舎管理グループまで持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（4）質問書の受付・回答書の公表

①受付期限 令和8年1月20日（火）午後5時（必着）

②提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式4）に記入の上、電子メールにファイルを添付して提出すること。

（質問書は、Microsoft Wordで作成のこと。）

宛先：石川県総務部管財課庁舎管理グループ

電子メールアドレス：e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

（メール送信の際には、件名に「石川県庁舎総合案内等業務に関する質問」と記述のこと。）

③回答 質問に関する回答は、令和8年1月26日（月）までに質問事項と回答事項を合わせて、原則電子メールにより回答するとともに石川県ホームページ（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/sougouannai/08proposal.html>）で公開します。

6 選定方法等

（1）選定方法

「石川県庁舎総合案内等業務選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施し、最優秀提案者を選定する。

選定委員会は、応募者から提出された企画提案書等について、別表1「プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。

（2）プレゼンテーションの実施

①提案内容についてプレゼンテーションを行う。

②受託した場合に配置する管理責任者は、必ずプレゼンテーションに出席すること。

③実施日時は令和8年2月13日（金）午後を予定

④提案者によるプレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

⑤プレゼンテーションの時間は10分以内、質疑の時間は10分程度とする。

⑥プレゼンテーションを行う提案者の参加者は、3名以内とする。

(3) 提案の無効に関する事項

提案者が次のいずれかに該当したときは、その者の提案を無効とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ②参加する資格のない者が提案したとき
- ③提出書類等を所定の日時及び場所に提出しないとき
- ④2以上の提案をしたとき
- ⑤自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑥提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ⑦正常な提案の執行を妨げる等の行為を行う恐れがある者、または行った者が提案したとき
- ⑧その他、発注者が指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき

(4) 審査結果の通知

審査後、採否に関わらず各提案者に文書を郵送し通知する。（令和8年2月中旬予定）電話等による問い合わせには応じない。

7 選定後の手続き

- (1) 石川県は、選定された最優秀提案者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 候補者との契約交渉が不調の時は、次点者から順に同様の契約手続きを行う。

8 留意事項

- (1) 参加に必要な経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は変更及び返還を求めることができない。ただし、提出期限前についてはこの限りではないこと。なお、提出された提案書を、提出者に無断で使用及び公開することはないこと。
- (3) 提案者は、最優秀提案者の選定後において、この提出要領、仕様書等の内容について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

9 問い合わせ先

(1) 書類等の取扱及び問い合わせ窓口

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 担当：太田

電話 076-225-1261（直通） FAX 076-225-1264

- (2) 書類等の交付及び提出、問い合わせ等は平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。